

令和4年度第13回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日 時 令和4年（2022年）6月29日（水）午後1時～3時
2. 場 所 国立市役所 委員会室
3. 出席者 委員6名
委員 古川委員（副会長）、大島委員、押田委員、神田委員、藤沢委員、三井委員
事務局 4名（松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木係長、桑代主事）

【古川副会長】 審議会を開催いたします。本日は、炭谷会長、韓委員、呂委員、渡邊委員がご欠席です。換気のため途中休憩を入れたいと思います。また、議論に入ってくる少し早口になりがちかと思っておりますので、皆様少しお気をつけてご配慮いただきたいと思います。

本日の内容を確認したいと思いますが、本日は、「なくそう戸籍と婚外子差別・交流会」の田中須美子様にお越しいただいております。婚外子差別の視点で45分程度ご講義を頂きます。その後、質疑応答の時間を15分程度予定しております。休憩を挟んだ後、後半は今後検討する基本方針の策定に関して、「人権救済、相談支援体制の構築について」事務局からご説明頂き、委員の皆様で議論したいと考えております。田中様のご説明の前に、事務局から資料の扱いについて説明があるとのことですのでお願いします。

【事務局】 資料1ですが、後日、委員の皆様が個人的に本資料を基に内容をお使いになる場合には、「なくそう戸籍と婚外子差別・交流会作成」という旨を明記いただければ、お使いいただいて構わないと田中様に事前にご承諾いただいております。ご留意をお願いいたします。

【古川副会長】 それでは、田中様、よろしくお願いいたします。

【田中氏】 田中です。本日は婚外子差別についてお話しさせていただく機会を与えてくださって、ありがとうございます。

婚姻届を出さずに共同生活することへのバッシング

婚外子差別に私が取り組んだ最初ですが、パートナーとの共同生活を始めて婚姻届を出さないと決めました。理由は、婚姻届を出すことによって、一方の氏が放棄させられ、嫁の役割や性別役割分業が強いられていくこと、それはおかしいと思いました。対等で平等な共同生活をパートナーとの間に作り出していきたいと思って共同生活をしたにもかかわらず、婚姻届を出すことで、女性に不平等を一方的に強いてくることは、絶対に納得がいかないと思い、婚姻届は出さないと決めました。

ところがそのことを知った同僚たちが職場にやってきて、「婚姻届を出さないんだって？子どもがかわいそうだ。」「母親じゃない」と口々に言われました。

このことがあったのは1970年代ですが、まだ私が妊娠するつもりもない、妊娠もしていないときに、「子どもがかわいそうだ」と婚姻届を出さないことに対する批判をさまざまな人から言われました。私の周りには、婚姻届を出さずに共同生活をしている人がいなかったものですから、相談する相手もなく、どんどん追い詰められていきました。とてもつらく苦しい日々でした。いろいろな本を読んだり考えたり悶々としていたのですが、ある日、「子どもがかわいそうだ」と皆が皆言うのだから、差別する法律はおかしいと皆で言っていけば、変わるのではないかと思い立ち、そのことを批判しに来る同僚に言ったところ、あきれたのかそれからぱたっと私に対する批判が止まりました。こうして婚姻届を出さないことに対する私への批判が止まったので、もうほっとしました。

提訴の理由

その後子どもが生まれ、住民票や戸籍の続柄欄で子どもが差別記載をされてしまいました。住民票の世帯主との続柄は、その当時、婚内子の場合には「長男・長女」、婚外子の場合は全て「子」、養子・養女の場合は「養子」の3区分されて差別記載されていました。このため、子どもの住民票を作った市に差別記載の撤廃を求め異議申立てをし、却下された後、東京都に審査請求を出し、再度却下され、この却下までに3年を要しました。もはや差別記載の撤廃のためには裁判に訴えるしか方法はないと考え、東京地裁に訴えました。

子どもが差別されないためには婚姻届を出すしかなく、その結果自分の思いを我慢しなくてはならない。自分の思いを大切にしたいと思うと、子どもが住民票や戸籍で差別記載されていく、このように子どもの人権と母親の人権が二律背反させられていく、このような法律が問題であり、今ここで子どものためにと自分の思いを我慢すれば、子どもが大きくなった時、「あなたのために自分の思いを我慢したのだから、あなたも我慢しなさい」と子どもに我慢を強いるようになってしまう。そうならないためにも、自分の思いを大事にしながら生きていきたい。そう思って、子どもへの差別に対して闘っていこうと思い、裁判に訴えました。住民票の続柄差別記載裁判と戸籍の続柄差別記載裁判は合計で17年間半かかって、住民票の続柄は全て子になり、戸籍の続柄は、非常に中途半端ですけれども、一定の改善がありました。

戦前の民法・家父長制に起因する婚外子差別

婚外子差別は一体どこから来るのかということを見ていきますと、明治民法で婚外子差別が規定されていたことに起因します。明治民法では、父母の婚姻の有無によって子どもが2つに分類されて、親が結婚している場合には嫡出子、公生子と、公が認めた子と、結婚していない親の間に生まれた子は私生子と規定をされていました。さらに私生子は、父から認知された子は庶子、父の認知のない子は私生子と2つに分類されていました。戸主絶対の家制度の下に、婚外子と女性への差別が貫かれていました。1つは、父がその子どもを認知すると、父の家の戸籍に子どもを入籍させる。庶子の出生届は父が届出、出生届イコール認知となっていました。私生子の出生届は母が行わなければいけない、こういう規定になっています。

父が認知した子は庶子となるわけですが、その庶子を父の家に入籍させるときには、父の妻の同意は必要としません。にもかかわらず、その妻は庶子の嫡母として庶子を扶養する義務を負います。これが嫡母庶子制度です。男の庶子は女性の嫡出子よりも相続の順位が高い。続柄は庶子男、庶子女で、家督相続の順位が明確にされています。

このように父の認知によって庶子は父の家に入り、そのことで無関係な妻が嫡母庶子関係を法律で強制され、庶子を扶養する義務を負わされていきます。相続においても長女や二女等よりも優先順位が高い。しかし庶子は家督相続の順位が女性より高いとはいえ、そのことで父の家の嫡出子たちから憎まれ、蔑まれ、かつ、父の妻も無理やり嫡母庶子関係を強いられ、扶養義務も負わされるということの中で、妻からの憎しみも非常に強い。このように家制度は婚外子にとっても女性にとってもむごい制度でした。

父からの認知がない私生子については、太平洋戦争の中で若者たちがどんどん動員されて死んでいく中で、私生子がたくさん生まれました。この扱いはひどいではないかとの批判が強く起こり、1942年2月3日に、岩村司法大臣が帝国議会の衆議院委員会で、「自らは何らとがめるべきもののない私生子に対して不必要なる苦痛を与え、あるいはまたその保護を顧みざるがごときは不当であると申さねばな

りません」と、「私生子」の称の廃止についての提案説明を行い、この年、「私生子」の用語が廃止されました。同時に、「庶子」の用語についても廃止され、1948年の新民法で法文上から完全に削除されました。

しかしながら、私生児という言葉は人々の心の中に深くしみ込んで後々まで使われてきました。例えば2000年9月28日、森総理大臣が誕生したときに、野党から密室で誕生した内閣と批判されたことに対して、森総理大臣は「まるで私生児のように言われるのは心外だ」との差別発言を行いました。発言については、批判を受けて議事録から削除されたのですが、堂々とこういう発言が国会の場で首相の口から言われていました。また、1988年に住民票の続柄裁判を訴えた以降マスコミの方が取材に来た際に、記者が「私生子」という言葉を使ったので、手紙を書いて、その言葉は差別で、こういう経過でなくなったので使うのをやめてほしいとお願いをしました。それ以降マスコミの中では使われなくなってきました。

戦後民法・戸籍法に引き継がれた婚外子差別と家族簿としての戸籍

戦後憲法が改正され、それに基づいて明治民法や戸籍法が改正されていきましたが、この明治民法で生きてきた学者たちの意識は、家父長制家族制度の意識が根づいたままの状態でも民法改正や戸籍法改正が行われました。そのため、嫡出子、嫡出でない子の区分はそのまま維持され、長男、二男という兄弟間の序列についても、家督相続が廃止をされたにもかかわらず、兄弟間の序列の続柄が維持されたため、長男、二男の意識が温存されてきました。また、戦前に庶子男、私生子男の続柄の用語をやめたので、ではどういう続柄にするかという、庶子や私生子を除いた「男、女」の続柄で差別記載を残すことになりました。また、民法の婚外子に対する相続差別規定は2013年に廃止されましたが、この時までには婚外子は婚内子の2分の1という、明治民法の規定が存続していました。

また、明治民法の中の戸籍は三代戸籍でしたが、三代戸籍は家制度であり、それは認められないとGHQから批判をされ、夫婦と氏を同じくする子で構成される核家族の戸籍に変えました。ただ、形態は家族簿のままで、戸主を筆頭者に変え、氏をそのまま生かして氏を基準にして入籍という形態を残し、離婚すると入籍した者がその戸籍から出るという形式も変えませんでした。このように、戦後の民法や戸籍法改正では、婚外子にとって憲法が規定する13条の個人の尊重や14条の法の下での平等、それから24条の両性の本質的な平等が実現されませんでした。そして今もそのままの状態が続いています。

婚外子差別法制度の現状

では、婚外子差別の法制度の現状はどうなっているのかということですが、いろいろな裁判が闘われて、裁判によって差別法が廃案になったり、政府与党の税制調査会に対する女性たちの働きかけがあって、2020年度から非婚の母にも寡婦控除を適用すると決定がされました。

認知された婚外子は、認知された途端に児童扶養手当の支給が打ち切られていましたが、1994年の奈良地裁の判決で違憲とされ、その後、児童扶養手当法の改正により、認知を受けても支給は打ち切らないと変わりました。

それから、先ほどお話ししました住民票の続柄についても、婚外子については3つに分けられていましたが、全て「子」と1995年から統一されました。また、国民健康保険証についても、住民票の続柄の差別記載がそのまま保険証の続柄とされていたために、医者のところに行くと、医者や看護師から差別的な目で見られ、そういうことが繰り返し起こされていく中で、批判が高まり、住民票の続柄裁判提訴（1988年）の1年後に、国民健康保険証から差別記載がなくなりました。

更に、婚姻の有無により子どもの日本国籍の取得に差を設ける国籍法3条1項は、法の下での平等違反との最高裁判決が2008年に出され、改正されました。

2013年の最高裁の違憲決定を受け民法の婚外子相続差別規定が廃止されたが、他の婚外子差別法制度はそのまま維持されている

1. <出生届の「嫡出子・嫡出でない子」の差別記載欄>

出生届の差別記載欄があります。出生届で嫡出子、嫡出でない子と分けられて、嫡出でない子にチェックを義務づけています。「嫡出でない子」というのは政党でない子という意味合いがあるため、記載強要はおかしいと記載を拒否する事例が相次ぎました。2010年まではこのチェックを拒否すると法務省は受理しないよう指示を出していましたが、その結果戸籍が作られない、住民票も作られないという子どもが多数生まれてきました。(ただ、住民票については様々な取組みによって、住民票を作る市町村も出てきました)。

私たちは出生届のこの差別記載欄は撤廃してほしいと、繰り返し法務省に要求してきました。その結果、この欄は廃止しないが、「嫡出でない子」のチェックを拒否した場合には不受理にはしない。出生届のその他欄に、「子は母の氏を称する」、「子は母の戸籍に入る」という形で書くこともできると、2010年から運用を変えました。法改正ではないのですが、そういうふうに改善をしました。

ただし、法務省の嫌らしいところは、出生届を出しに来た人に対して、まずはこの欄に記載してくださいとの補正を職員は求めなくてはならないと自治体に通知を出しています。ですから、自治体としては、一度は嫡出でない子の欄に記載してくださいと言わなくてはならない。その上で「嫌です」と言ったときに、初めてその他欄で子は母の氏を称すると書くことができますよと伝えることができるとされています。

私たちのホームページで、「嫡出子、嫡出でない子」の欄は抹消線を引いて、その他欄に子は母の氏を称する、子は母の戸籍に入ると書いて出してくださいと書いているのですが、見る方は多くないので、そのまま自治体に持っていき「書いていないから書いてください」と言われ、「嫡出でない子」にチェックを入れてしまうということがしばしば起きています。そのため、子どもに対して「嫡出でない子」、正統でない子と書いてしまったことに申し訳ないという思いを抱きながら、その後生活をしていく。そういう母親がたくさんいます。

出生届の「嫡出子・嫡出でない子」の欄に抹消線を引き、その他欄に「子は母の氏を称する」と記載して出生届を役所に提出すると、このように届け出た場合はそのまま受けて良いという法務省からの通知を忘れ、「嫡出でない子と書いてください」と職員が強要するということが繰り返されています。

これは、「嫡出子・嫡出でない子」の欄の廃止の法改正をしていないことと、法務省の通知によって、記載していない場合は、先ずは「書くように求めなければならない」とされていることで、頭がごちゃごちゃになってしまい、「嫡出でない子」にチェックすることが絶対と思い込み、強要してしまうことに原因があります。

広島市（それぞれ区は異なりますが）では、1年に2度も、出生届の記載欄に抹消線を引いているにもかかわらず「嫡出でない子と書いてください」と、出生届を出しに来たお母さんに強要することが続きました。法務省にその都度抗議し、法務省も広島法務局に注意喚起をしましたが、それでもくりかえされました。もはや出生届の差別記載欄を廃止するしかない段階に来ているのだと思います。

2. <戸籍の続柄欄の「女・男」の差別記載と続柄変更の申出制度>

戸籍の続柄欄で、婚外子は「女・男」、婚内子は「長女・長男」と記載されているため、婚外子だということが一目で分かってしまいます。そのため2004年3月の東京地裁判決でプライバシー侵害との違憲判決が出て、それを受けて11月から一部記載方法が変更されました。2004年の11月以降に出生届が出された婚外子については、戸籍の続柄欄で、「長男・長女」と記載する方法に変わりましたが、それまでに戸籍で「女・男」と記載されている婚外子は、国が職権で続柄を変更せず、婚外子本人あるいは母の申出があれば続柄を直してあげますよという非常に差別的な規則改正が行われました。申出が無ければ、差別記載されたままになります。

「女・男」の続柄を、「長女・長男」に変更する申出制度は、更正申出と再製申出の二つに分かれていて、この二つをすることで初めて差別記載がなくなります。そのため更正申出しかない場合は、差別記載がなくなります。

まず更正申出ですが、この申出をすれば戸籍の続柄は「女・男」から「長女・長男」に変わります。ただし、その身分事項欄に「更正」と書かれ、「従前の記載、父母との続柄、女・男」と記載されます。この戸籍を見れば婚外子だと分かってしまいます。

このように更正申出だけしかしなかった場合には、大変な思いで申し出たけれども、結局差別記載がされたままという状態になってしまいます。

更正申出後の戸籍を後から見て驚いたお母さんから、「戸籍が差別記載されたままになっているが、どうしてか、どうしたらよいのか」という相談があります。これに対し、再製申出のことを説明し、再製申出をすれば差別記載は消えますという説明をしています。

それでは、再製申出をするとどういう戸籍の表示になるかですが、戸籍が再製され、そこに、「戸籍再製、再製日」が書かれ、「続柄、長女」と記載されます。再製戸籍にはこれだけしか記載されていません。「従前の記載、父母との続柄、女とか男」という記載は書かれません。このように再製申出をしなければ差別記載がなくなるのです。

また、「更正申出と同時に転籍届や婚姻届などをすれば、新しい戸籍では「女・男」の記載はなくなりますよ」と窓口で言われることがあります。確かに新しい戸籍には「女・男」の記載はなくなります。更正申出をした戸籍が除籍になり、その除籍には、従前の記載「女・男」と書かれたままになっているため、この除籍謄本を提出先に出せば、「婚外子」ということが一目瞭然です。しかも、この除籍は150年間交付され続けます。しかし再製申出をすれば、この再製前の戸籍（再製原戸籍）は1年間しか保存されず、かつ再製原戸籍は交付の対象ではありません。差別記載をなくすためには、転籍届をしたとしても、再製申出までしないと申出の意味がありません。

この制度ができて以降、私たちは法務省に繰り返し「更正申出と再製申出は一体化すべきだ、続柄差別記載をなくすことが目的なのだから、わざわざ更正申出と再製申出を分離して申し出させる必要はない、更正申出書のその他欄に『再製申出をします』と印字しておけば、差別記載のない戸籍ができるのだから、そうすべきだ」と要請してきました。しかし法務省は「それはできない」、再製申出をしたくない人もいる等おかしい理由で、更正申出と再製申出は別々に扱うという対応をしてきました。

制度発足時の2004年11月から今年2022年3月までの更正申出件数は、4万9,248件、再製申出件数は6,188件でしかありません。この更正申出件数の分母ですが、婚外子の出生数を数えていくと、2004年11月1日現在、200万から250万ぐらいの婚外子がいると推定され、それを分母とすると、申し出件数は2%前後でしかありません。2%ということは、残りの98%の婚外

子はいまだ戸籍の続柄欄で、「男・女」と差別記載されている状態です。98%の婚外子が戸籍の写しを提出先に出せば、差別記載されている続柄が知られてしまうことになります。

更に、再製申出は、少ない更正申出件数4万9,248件のさらに少ない6,188件しかありません。やっとの思いで更正申出をした4万9,000件に対しての6,100件ですから、残る4万3,000件は、せっかく更正申出に行ったのに、戸籍では差別記載がそのまま表示されている状態になっています。

再製申出件数が2004年から出ていますが、最初の数年間は、法務省は一切再製申出の件数を出してきませんでした。何で再製申出件数の数字を出さないのかと法務省に尋ねたら、「その必要がない」とか、「法務局が大変だ」との理由で数字を出すことを拒否していました。しかし繰り返し数を出すよう求め続けたところ、やっと再製申出件数を出してきました。このように更正申出と再製申出について、一事が万事、法務省は積極的ではありません。

このような規則改正を行わずに、「長男・長女」の続柄を廃止し、婚内子も婚外子も続柄を「女・男」に統一していれば、続柄の変更申出を婚外子に強いる必要もなく、婚外子だけ実父母との続柄を与えず、母のみとの続柄にするという戸籍法13条（実父母との続柄と規定されている）違反を行うこともありませんでした。これは戸籍法違反ではないかと法務省に抗議しましたが、裁判で違法だと判断されていないのでとの理由で戸籍法違反の状態を改めようとはしません。

2004年3月に東京地裁で、「男・女」の記載はプライバシー侵害という違憲判決が出されたときに、法務省は、続柄を「長男・長女」のままにするのか、それ以外の続柄にするのかということを、全国の法務局を通して市区町村にアンケート調査をしました。その結果、法務局50局ある中で、半分は法務省どおりの長男、長女にという回答でしたが、それ以外の半分近い自治体は、「男・女」でもいいし、「子（男）・子（女）」でもいいという回答結果でした。2004年の段階で、100%の自治体が長男・長女でいいと言っていたわけではなく、半分近い市区町村は「男・女」で良いとの回答が示されていたのです。その時の法務省交渉で、「長男・長女」の続柄はやめて、全て「女・男」の続柄にしてほしいと要請しました。法務省も一時は「長男・長女」の続柄ではない続柄を考えたようなのですが、保守系の議員の強い働きかけがあったのか、結局「長女・長男」を廃止することなく、維持することになってしまいました。

3. <「長男・長女」の続柄を維持したがために、現在の戸籍の続柄がどれだけ矛盾に満ちたものになっているか>

以下にご紹介します。

①母親が非婚で娘を産み、その後事実婚で娘を産んだ場合の続柄について

戸籍ですが、ミチさんは父親が太田幸雄さんで、続柄は二女になっています。しかし、この太田幸雄さんにとってミチさんは初めての子で、法的親子関係があるので本来続柄は長女であるはずですが。それなのになぜ長女ではなく、二女と記載されているのか。それは、ミチさんは、母の鈴木和子さんが生んだ2人目の婚外子で、続柄は母との続柄となるため、「二女」になります。しかし、父親の太田幸雄さんにとっては、戸籍を見る限りでは他に長女がいるのではないかと、そう思われてしまう状態になっています。

次に、婚外子のみならず婚内子についても、この長男、二男、三男の長幼の序列の続柄を維持したがための矛盾が生まれていることを説明させていただきます。

②性同一性しょうがいによる性別変更に基づく戸籍続柄の記載について

例えば男から女への性別変更があったときに、従前の戸籍では「二男」でしたが、変更後の戸籍では、この「二」の数字はそのままにして、ただ男を女に変えるだけなので、「二女」と記載されてしまいます。戸籍に長女がいなくても「二女」ですし、既に二女がいても三女にはならず、「二女」になります。このように性同一性しょうがいの人たちにとって見れば、非常に侮辱的な戸籍の続柄の変更の内容です。続柄が適当につけられていて問題ではないかということを法務省に言ったら、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」はあくまでも特例ですからと答えていました。

この制度が導入された2004年から2019年までの15年間で性別変更した人は9,625人で、年々増加をしています。この9,625人の中でも続柄欄で多数矛盾した戸籍が生まれているのではないかと考えています。

③特別養子縁組の場合について

先に長男7歳がいて、新しく迎えた特別養子縁組の男の子が11歳だった場合に、従前の7歳の男の子の続柄は、この11歳の特別養子縁組の男の子が家族として迎えられた結果、長男から二男に変更されてしまいます。今まで「あなたは長男なんだから頑張らなくちゃね」等と親や周りから言われて育ってきたのに、長男から二男に続柄が変わってしまうため、その子どもにとっては心の中でものすごくもやもやが生まれて、兄弟間に軋轢が生じることも出てきます。この特別養子縁組は、政府が力をいれて増加を図っているわけですが、そのことによってますますこのような事態が増えてくるのではないかと思います。

④子連れ再婚の場合

それから子連れ再婚の場合です。2020年の婚姻の約4件に1件が再婚という状態で、再婚後その子どもが生まれ、以下のような矛盾と兄弟間の軋轢が生まれてきます。長男、二男の子連れで再婚をして、その後、男子を出産したときに、その子の続柄は長男になります。二男にとっては、自分より年下なのに何で長男なのかと複雑な思いになって、兄弟間の軋轢が生まれるということがあります。

このように長男、二男の長幼の続柄を維持するがために、新しい制度が出てくるたびに、新たな矛盾が生まれ、苦しむ子どもたちが生み出されていきます。

⑤婚姻後に長女が生まれ、ペーパー離婚後にまた娘が産まれた場合の続柄

婚姻中に娘が生まれて、その後に妻が自分の氏に戻したいとペーパー離婚をするケースが今増えていますが、事実婚で娘が生まれた場合、戸籍の父母欄を見ると父母の名前は全く同じです。にもかかわらず、父母との続柄は、「長女・二女」とはならず、二人とも「長女」、「長女」になっています。

父母が婚姻している場合は、子どもは「父母との続柄」となりますが、父母が婚姻していない場合は、母との続柄となり、父の認知があっても父母との続柄は与えられません。そのため、一人目の子は婚内子のため、父母との間に最初に生まれた娘ということで続柄が「長女」となります。二人目の子は婚外子のため、母が非婚で最初に産んだ女の子ということで「長女」となります。

以上のように、戸籍の続柄が制度によって運用が異なるという矛盾に満ちた実態。知れば知るほどひどい続柄の制度です。一体何のための続柄なのかが問われています。この「長男・長女」の続柄の問題は、戦後の戸籍法改正の際に、「長男・長女」はやめて全て「男・女」で良いのではないかと論議になりました。しかし相続差別の問題があるから一目で分かるように「長男・長女、男・女」の続柄は必要だという意見が強く、「長男・長女」という序列式の続柄が維持されてしまいました。相続差別規定が廃止された今、「女・男」の続柄にすべきと思います。

4. <家族簿である戸籍を個人単位の登録制度に転換へ>

戸籍が戦前の家父長制度を引きずり、家族簿として編成されているために、現在までに様々な問題が起こってきました。例えば、婚外子が父の氏を名乗りたいと思っても、父が婚姻中の場合は父の氏を名乗れないという問題があります。父の氏になるということはイコール父の戸籍に入ることを意味します。そのため父の妻や父の婚姻家族が、同じ戸籍に入ることに反対するため、婚外子は父の氏に変更することができません。

「身分」登録制度が、家族簿ではなく個人単位の登録制度になれば、父の妻や父の家族の同意は不要になり、婚外子も父の氏にしたいと思えば、父の氏に変更することができるようになります。ここから見ても、今の家族簿をやめて個人単位の登録制度を実現していかななくてはならないと思います。

韓国は既に2005年に戸主制度を廃止し、2008年に戸籍も廃止して個人登録制度に変わっています。日本も家族簿をやめて、個人単位の登録制度になっていく時ではないかと思います。離婚、再婚が増え、母子家庭や父子家庭や事実婚、同性家族、シングルの増加という現状の中で、標準家族から多様な家族形態に変化しています。今年の男女共同参画白書の中では、もう昭和の時代は終わったのだと表現されていましたが、様々な多様な家族形態が生まれているので、「身分」登録制度についても家族簿から個人単位の登録制度に変わっていくことが求められています。

5. <国連人権条約各委員会による日本への婚外子差別に関する懸念と勧告>

1991年の住民票の続柄裁判の一審判決で、「それなりの合理性がある」という理由で訴えが却下され敗訴した時に、この住民票の続柄差別記載を撤廃をしていきたい、何としても裁判に勝っていききたいと強く思いました。1993年に国連の自由権規約委員会日本審査があることがわかり、日本の婚外子差別の現状について訴えに行き、その結果、委員会から日本に対し婚外子差別撤廃の初勧告が出ました。

「出生届と戸籍に関わる慣行は規約の17条と24条に違反しているので、差別的条項を削除して改正するよう勧告する」という、初めての婚外子差別に対する勧告でした。

これ以降も、国連の自由権規約委員会や子どもの権利委員会、女性差別撤廃委員会の日本審査が行われるたびに、私たちは各委員に婚外子差別の現状を訴え、その度に婚外子差別の廃止の勧告が出されてきました。

【古川副会長】 すみません田中様、一旦休憩を入れさせていただいて、その後また少しお話ししたいでもよろしいですか。

【田中氏】 承知しました。

【古川副会長】 ここで10分間休憩を入れさせていただきます。

(休憩)

【古川副会長】 再開いたします。この後の進め方ですが、田中様にお話をあと15分程度と伺いまして、その後15分程度の意見交換をさせていただき、残りの時間で事務局から次回以降の説明をいただいて15時には予定どおり終了したいと思います。それでは田中様、引き続きお願いいたします。

【田中氏】 先程の続きですが、人権条約の各委員会からの勧告が1993年に初めて出て、2019年の子どもの権利委員会の勧告まで12回にわたって婚外子に対する差別の撤廃勧告がされています。

相続差別規定撤廃後の日本と諸外国ではというところからお話しさせていただきます。

2013年9月の最高裁大法廷による違憲決定を受けて、民法の婚外子相続差別規定が12月に廃止されました。この相続差別規定が婚外子差別法制度の源だったので、これが撤廃をされれば出生届や戸籍の続柄等の差別法制度も廃止をされていくだろうと期待していました。法務省交渉の中で法務省も繰り

返しそう述べていました。

ところが、相続差別規定廃止法案に対する自民党の法務委員会での論議の中で、「家族制度が崩壊する」、「不倫が助長される」等の反対の声が続出しました。このため出生届の差別記載欄廃止の法案も準備していた法務省ですが、同月に出た最高裁小法廷の判決で、出生届の差別記載欄は合憲との判断が出されたこともあり、「緊急性を持たない」との理由で、法案は国会に上程されませんでした。

法案を提出予定だった法務省の幹部は、報道によると、「相続差別規定を見直す以上、戸籍法の規定も残す必要はない」と語っていたのですが、結局、出生届や戸籍の続柄差別記載などの法制度はそのまま残されてしまいました。その時から丸8年がたった今でも同じ状態が続いています。

6. <諸外国における婚外子差別撤廃の状況>

諸外国における婚外子差別の撤廃の状況はどうかということですが、最後まで残っていたのがドイツ、フランスで、ドイツは1998年に相続差別の廃止とともに嫡出概念も廃止しました。フランスは2001年に相続差別を廃止して、4年後の2005年に嫡出概念を廃止しました。このように相続差別が廃止されると、同時に数年後に嫡出概念も廃止されるというのが他国の状況です。スウェーデンは1970年代に嫡出概念を廃止していますし、イギリスも1987年に廃止しています。日本だけがいまだに嫡出概念の廃止はおろか、婚外子に対する差別法制度が維持されています。

また、婚外子を意味する言葉が国際的にはどんどん変わってきました。私たちが1993年にロビー活動をしていた時は、嫡出子とか嫡出でない子というのは、*illegitimate children*とか、*not legitimate children*と言われていましたが、その次に行ったときは、*children born out of wedlock*に。最近是非婚の母の子ということで、*children of unmarried mother*と、「嫡出でない子」という意味付与はなくしています。

日本では、「嫡出でない」の用語の見直しについて、民法改正論議の中で一部委員から意見が出されていましたが、この嫡出概念の廃止は全く論議されていません。

親の婚姻の有無によって子どもを嫡出子、嫡出でない子と区分けすることはやめて、全て子どもは「子」に統一する、そういうことが嫡出概念の廃止ということですが、では一体どのようにするのかですが、例えばドイツでは出生の決め方は3通りあります。出生時における母の夫、承認した者、この承認は日本で言う認知です。3番目が裁判によって確定した者という3通りで父を決めていきます。このようにして父が決まったならば、あとは父と子となります。嫡出子、嫡出でない子という区分けは一切ありません。子どもは皆、子です。

国連子どもの権利条約に基づく子どもの権利委員会による日本審査が2019年にありました。その審査の中で、委員から日本政府代表団に対し、「婚外子や非嫡出子という言葉完全に戸籍その他からなくすという考えはないのか、非嫡出子の言葉を全てなくして、関連の法的な条項をその方向でなくしていただきたい」という質問が出されました。これに対して政府代表団は、「我が国においては法律婚主義が取られている。したがって、法律婚を正当であるとすることによって、嫡出である子と嫡出でない子が論理必然的に生まれてくる」という回答をしました。

しかし、法律婚主義とは、婚姻の成立要件を法律で定め、それを満たしたものを婚姻とする制度です。国連加盟国は全て法律婚制度をとっています。かつ嫡出概念を廃止して、嫡出子、嫡出でない子の区分けをやめ、子どもは全て「子」としています。ですので、政府代表団が述べている「法律婚制度から嫡

出子、嫡出でない子というのが論理必然的に生まれてくる」との主張は誤りで、法務省交渉の中でもこのことを指摘しています。

7. <非婚で子どもを産むことへの非難と、婚外子とその母の悲痛な叫び、苦しみ>

婚外子差別法制度がなかなか撤廃されない現実が数字に表れています。婚外子出生割合の国際比較では、フランス61%、スウェーデン54.5%、ドイツ33.3%、イタリア35.4%という出生割合の中、日本は2.3%でしかありません。韓国も2.3%。ただ韓国は、2016年のときには1.9%だったのが、2019年には2.3%、わずか3年間でこれだけ増えました。日本は1.9%になったのは2003年です。16年かかってやっと2.3%になりました。家父長制家族制度が強い日本と韓国が最低の2.3%という数字になっていますが、韓国の場合には戸主制度を廃止し、個人登録制度になっていったのが2005年、2008年で、フェミニズム運動の広がりの中でわずか3年で日本に追いつきました。多分日本をすぐに超えるのではないかと思います。

日本では婚外子差別法制度の撤廃が進まず、戸籍制度もそのまま、子どもは結婚して産むものという根強い社会規範を超えるだけの大きな動きができていません。そのため結婚しないで子どもを生むことについて、強い批判が女性に向けられるという現状です。

婚外子の悲痛な叫び、母の苦しみについてまとめました。

婚外子の方からは、「あまりにも差別されてきたので、自分のことを恥じていた。自分のことを半人前と思い委縮してきた」、「これまで申し訳ないと思って生きてきた。自信が持てない」、「差別され落ち込んだ。自分は生きてはいけない存在と思ってきた」等の声が届いています。このように苦しみながら婚外子は生きてきました。周りからのさまざまな非難を受けながら結婚し、子どもを産んでもやはりその苦しみがついてまわり、子どもと心中してしまうという事件がかつて報道されました。最近その自死した方のお姉さんからの電話があり、「場面緘黙症って知っていますか。私は今もまだ人前で言葉を発することができないんです。」と。

また、非婚で子どもを生んだ女性たちからは、「非婚の母子と知られたため、廊下に張り紙をされ、子どもに何をされるかわからないとの恐怖からマンションを退去した」という人、「子どもを非婚で産んだことが職場に知られてしまい、そのことを言いふらされて退職せざるをえなくなった」等の声が届いています。

このように非婚母子ということで様々な差別をこの社会で受けています。そのため防衛的に、自分たちはひっそりと生きていかなくてはいけない、婚外子と婚外子を生んだその母だということを周りに知られてはいけないという思いで生きています。交流会の名前が入った封筒で通信を送ってこないでほしい、個人名で送ってほしいと言われる現状があります。

差別法制度が、差別をしても良いのだとのお墨付きを与える役割をも果たしています。このような差別を生み出す法制度をなくしていくために、民法の婚外子相続差別規定が廃止された翌年の2014年から、婚外子差別撤廃の意見書を国に出してほしいと、地方議会に陳情や請願を行ってきました。

ところが陳情の説明のために議員に会うと、こんどは議員から差別的な発言をされることがあります。男性議員からは、「確かに子どもには何の責任もない。しかしその母親は妻子がいる男性と分かっている関係を持ち妊娠したのだから、おろすこともできたのにおろさなかったその母親に責任がある」と言いました。反論はしませんでしたけれども、「では、妻子がいながらほかの女性と関係を持ち妊娠させた、自らの責任はどうか」と思いました。

私も子どもを産んだときに、同僚の男性から、「ところで、彼は認知をしたの？」と聞かれました。「勿

論よ」と言ったら、何と、「偉い！」と言ったのです。男性は子どもを認知をするだけで偉いと褒められ、女性の私は婚姻届を出さなかったひどい母親だと責められる。このように女性と男性に対する評価が全く異なり、女性である母への差別が非常に強い社会の中で婚外子を生んだ母親は生きているということをぜひ分かっていたいただけたらと思います。

また女性の議員からは、出生届の差別記載について説明をしているときに、説明を遮って、「この欄があるから男性は認知するんです」「もしこの欄がなければ認知する男性がいなくなるじゃないですか」と言ったのです。びっくりしましたし、こういう反応は初めてでした。この欄こそ差別のメッセージ性を意味するものなのだと思います。

全国の自治体職員の集まりである全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会という公的組織があり、その総会でこの4年間にわたって毎年婚外子差別撤廃の要望が出されています。出生届の差別記載の欄と戸籍の父母との続柄欄の廃止、この2つを全国の戸籍事務に従事する自治体職員自らが廃止すべきだということを4年連続で国に要望し続けている、そういう状況が生まれています。このような自治体からの声を広げながら、そのことも含めて婚外子差別撤廃に向けて闘っていきたいと思っています。

【古川副会長】 田中様、ありがとうございます。田中様からのご説明を受けて、皆様で意見交換をしたいと思いますが、ご質問やご意見などございましたらお願いします。

【神田委員】 ありがとうございます。今の悲痛な叫びのところのお話を伺いまして、子どもは自分の生まれによって差別されないということで、ほかのいろいろなこれまで勉強しているような人権と似ているなと思ったのですが、母親の場合はどういう人権なのかというところが、少し性質が違うかなと。生まれによって差別されないという権利ではなさそうなので、自己決定権か何なのかなということで、その辺の権利の性質が違うのかなと感じたのですが、何か思われることはありますか。

【田中氏】 子どもへの差別というのは、イコール女性の差別だと思っています。それは、私自身が経験したように、子どもがかわいそうだから婚姻届を出すべきだと言われ、そして結婚もしないで子どもを産んだと母親を非難する一方、男性に対しては認知をするだけであつぱれと褒められる、そういう違いというのが明確に女性差別なのだと思いますし、先ほどの議員の話をしましたが、男性は自分に配偶者がいようと外で他の女性と関係を持つことについては何らとがめられないけれども、女性の場合にはその結果妊娠をすれば、それは母親の責任でおろすべきで、おろさないその女性がいけないのだと責められる。それが女性差別だと思っています。

戸籍の続柄差別廃止を求めた裁判を闘っている際に、「自分の半生の闘いとして、女性解放の闘いを婚外子差別撤廃の闘いとしてやっていきたい」と集会の中で話しました。ところが、何で戸籍の続柄差別が女性差別に当たるのか分からないとなかなか理解してもらえませんでした。それでも、2003年の女性差別撤廃委員会日本審査を傍聴しながら、委員の人たちに戸籍の続柄差別のことや出生届の差別記載のことを説明していると、委員の人たちは口々にこれは女性差別そのものだと言ってくれました。

日本審査の後に日本に対し、「懸念と勧告」が委員会から出されましたが、その懸念の中で、「婚外子に対する戸籍と相続権に対する法律及び行政実務上の差別、そしてそれらが女性に対してもたらす重大な影響についても懸念する」とはっきりと表明してくれました。私が願っていたことが、女性差別撤廃委員会から懸念として出されたということですごく嬉しかったです。「懸念と勧告」のおかげで、何で婚外子差別が女性差別に当たるのかとの疑問の声は消えました。

【押田委員】 ありがとうございます。この間、世田谷でのいろいろな取組があつて、なかなかうまくいかない状況で苦労されていたというのは聞いているのですが、国立市に対しての働きかけでは一定の前進があるとも聞いています。その辺について私たち委員も十分理解していない部分があると思うの

で、少しご説明を頂きたいということと、もう1つは、戸籍や住民票の本人通知制度というのが今年度実際に始まると、国立市で今進められていると思うのですが、私の理解ではもともと部落差別との絡みでそのことをずっと求めているという運動はずっとしてきたのですが、特に国立市の場合は婚外子差別ということも非常に大きい、そこに要因としてあったということも聞いていますので、併せてお聞きしたいと思います。

【田中氏】 世田谷区役所婚外子差別事件は2016年11月に起きました。父から認知を受けていない婚外子が戸籍謄本を取りに行ったときに、出張所の窓口で申請書の筆頭者欄に母親の氏名を書いて出したところ、母親が筆頭者であるはずがないので、父親の名前を書くように言われました。申請者は、父の名前は戸籍に載っていないと思うと言ったところ、離婚しても父の名前は戸籍に残るからと言われてしまいました。やむをえず申請書の欄外に父の名前を書きました。申請者は父の認知を受けていないけれども、父と一緒に暮らしていたので名前が書けました。打ち出された戸籍の写しには父の名前は空欄で、それを見た職員は、「ああ、こういう戸籍もあるのね」と言ったのです。

父や母がいることが当然のものとして、戸籍も見ずに、父の名前を書いてとか母が筆頭者のはずがないと申請者に対応したことが、問題でした。戸籍を見れば、父の欄は空白なので父の名前を書いてとは言えなかったはずですが、にもかかわらず、父がいて、父が筆頭者であるのが当然という意識で対応したために、差別が生まれました。

そのため私たちは、標準家族に基づいた対応をするのではなく、個人個人みんな違うのだから、戸籍を見ながら質問をするようにしてほしいということを5年半の間要請し続けてきました。法務省交渉を繰り返し行い、法務局を通し区の対応は誤りである旨指示してもらい、同時に区の苦情処理委員会に申立てを行うなどの様々な取り組みを行い、5年半かかってやっと区が私たちの要請を受入れ、かつ保坂展人区長からの謝罪もあり、解決にいたりしました。これからは健康保険証など1点しか持ってきていない場合の本人確認の際には、まず事前に戸籍を見て、本人にどういう質問をしたら良いかを考えて質問をしていく方法に改めることになりました。

国立市には、戸籍の写しの交付申請の際、健康保険証など1点しか持参しないときの本人確認は、どのような方法で行われているのかについて、東京26市の調査を行ってほしいとお願いしました。その場で上村市議から市民課長に、国立市では本人確認の状況はどのようにしているのかということを知ると、世田谷と同じような状況で、幾つかの質問項目から書けるものを選択する方法で行っているということでした。それはよくないのではないか、戸籍を見ながら質問をしていかないと、例えば婚外子で父の欄が空白だったり、棄児で、父も母もない子どもさんが申請者で来たときに、差別的な対応になってしまっているのではないか、母はいるはずだ、父はいるはずだとか、そういう対応をすることで相手をどれだけ傷つけていくのかということ、市民課長に上村市議と私と両方で話をしました。すると検討させてくださいと言ってその後1時間で課長が戻ってきて、「分かりました。そういう方向でさせていただきます」と答え、窓口での本人確認方法が改められました。

それから、本人通知制度の問題ですが、婚外子ということや非婚母子ということを調べるために、住民票や戸籍を取って、それを暴露していくこともあるのではないかと感じてきました。そのため本人通知制度を導入し、被害が起きる前に誰が取ったかということを知り、本人に通知してもらえれば、差別がどれほど未然に防げるだろうかという思いから、上村さんを通じて市長にお願いしました。本人通知制度の導入が広がってほしいと強く思います。

【事務局】 質疑の途中かと思いますが、終了の時間に近づいてきましたので、もしご質問がある委員がいらっしゃいましたら、後日事務局にご質問を頂き、事務局から田中様へご連絡させていただいて、そこでご回答頂く形で進めたいと思いますが、田中様、そういった形でよろしいでしょうか。

【田中氏】 はい。

【事務局】 田中様のご了解を得られましたが、審議会として、副会長の方でもそのやり方でよろしければ、事務局のほうで対応を取らせていただきたいと思います。

【藤沢委員】 一言だけよろしいでしょうか。制度といいますか、僕らが知らないところでいろいろ改めて教えていただきまして、やはり日本的な家族制度というのですかね、法務省の場合は法律や制度の中で対応するが、それが実は大きな壁になっている。当然考えておくべきことは、やはり相談体制、いろいろな問題が起こったときに相談をして一緒に取り組んでいくような格好のことが必要なのかなという感想を持ちました。そうしないと、全部個別に問題をさらされてしまうと思います。それともう1つは、僕は親が実の親じゃなかったとかいうことで、途中から家を飛び出してしまったり、二十歳を過ぎてから途端におかしくなってしまうたり、おかしくは変な言い方ですね、そういうのも何人か知っている。ちょっとやはりそれは本人もやり切れない思いはあるのだろうけれども、ある種のやはり社会意識に縛られているといいますか、そこに持って行き場所がないというのがあるのだと思うのです。だとすると、そういうことに対して、やはり本人がどうやっていくか、本人の心構えの問題では済まされないもので、それではやはり1つ1つの問題に対して、その場所場所が1つずつやっていくことが大事ということになるのかなと思いましたので、やはり相談とか、取り組んでいく窓口というのは自治体が率先して是非やっていただきたいというか、進言していきたいなと思います。

【古川副会長】 ありがとうございます。では、ご質問やご意見がありましたら事務局にお伝えいただき、それを議事録に反映する形で記録に残すようにいたしますので、よろしくお願いいたします。ご了解いただきたいと思います。最後に事務局から事務連絡をお願いします。

【事務局】 前回の議事録案を先日送付させていただきました。修正等ございましたら事務局宛てご連絡ください。また今回は、7月28日の16時30分から18時30分までとなります。

【古川副会長】 本日配付されている資料は、次回も多分使うことになるかと思うので、皆様で少しご一読いただくとよろしいかと思いますし、次回ぜひお持ちいただければ、同じ紙を配る必要がないかと思うので、皆様ご協力をお願いいたします。

本日は暑い中お疲れさまでした。次回もよろしくお願いいたします。

— 了 —